

改正

平成26年10月30日教育委員会規則第 5 号

令和 3 年 6 月24日教育委員会規則第 5 号

行田市教育振興奨励金交付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行田市教育振興奨励金交付条例（平成11年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第 2 条 条例第 5 条の行田市教育振興奨励金審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、9 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 行田市立小・中学校長
- (2) 行田市社会教育委員
- (3) 行田青年会議所役員
- (4) 行田市立小・中学校 P T A 役員
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項第 1 号から第 4 号までの区分により委嘱された委員が、当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会の諮問に応じ、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(手続等)

第6条 奨励金の交付に関する手続等については、行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第6号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月30日教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職している委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（令和3年6月24日教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の行田市教育振興奨励金交付条例施行規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。